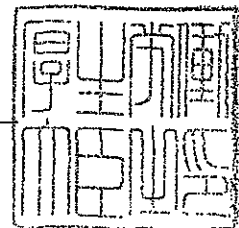


厚生労働省発能第 0324002 号
平成 21 年 3 月 24 日

労働政策審議会
会長 菅野 和夫 殿

厚生労働大臣 舩添 要



別紙「介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 介護労働安定センターの指定の基準

介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律第十五条第一項第一号に掲げる介護労働安定センターの指定の基準は、次のいずれにも該当することとする。

一 法第十七条に規定する業務を適正かつ確実に実施するために必要な職員が確保されていること。

二 法第十七条に規定する業務を適正かつ確実に実施するために必要な事務所その他の設備が確保されていること。

三 法第十七条に規定する業務に係る経理が、申請者の行う他の業務に係る経理と区分して整理されていること。

四 法第十七条に規定する業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことよって同条に規定する業務が不公正になるおそれがないものであること。

第二 施行期日

この省令は、平成二十一年四月一日から施行するものとする。